

出水ラムサールブランド PR ロゴ使用の手引き（非商用目的）



1 概要

(1) 使用対象

非商用目的のうち、出水ツルの越冬地のラムサール条約湿地登録や、出水市のラムサール条約湿地自治体認証のPRにつながる内容のものであること。

(2) 使用料 無料

(3) 使用期間 制限なし

(4) ロゴの配布方法 データでのお渡し

2 届け出について

(1) 提出物

ア 使用届出書（非商用目的）

※市ホームページからダウンロードいただくか、又は、ラムサール推進室からFAXにてお送りします。

※PRロゴを使用する案件ごとにそれぞれ届出書をご提出ください。

イ PRロゴの使用状況が分かる見本、デザイン等

※見本の添付が難しい場合は、写真やイラストなど、PRロゴをどのように使用するか具体的にわかるものが必要です。

(2) 提出先

次の提出先へ持参又は郵送してください。

〒899-0208 鹿児島県出水市文化町 1000 ラムサール推進室（クレインパークいずみ内）

TEL：0996-63-8915 FAX：0996-62-8915

E-mail：crane_c@city.izumi.kagoshima.jp

(3) 使用の制限

次のいずれかに該当する場合は、PR ロゴを使用できないものとします。

- ア 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- イ 市の信用を失墜させ、若しくは品位を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ウ 第三者の権利利益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- エ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用し、又は当該営業を行う者がPR ロゴを使用した商品等を販売するとき。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。
- キ PR ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- ク 「3-(1) 使用上の遵守事項」に違反すると認められるとき。
- ケ その他市長が使用を承認しないことが適当であると認めるとき。

(4) 許可の取消し

使用許可後に、申請書の内容に偽りのあることが判明した場合や、「2-(3) 許諾の制限」に該当することが認められた場合、使用許可を取消すこととします。

3 その他

(1) 使用上の遵守事項

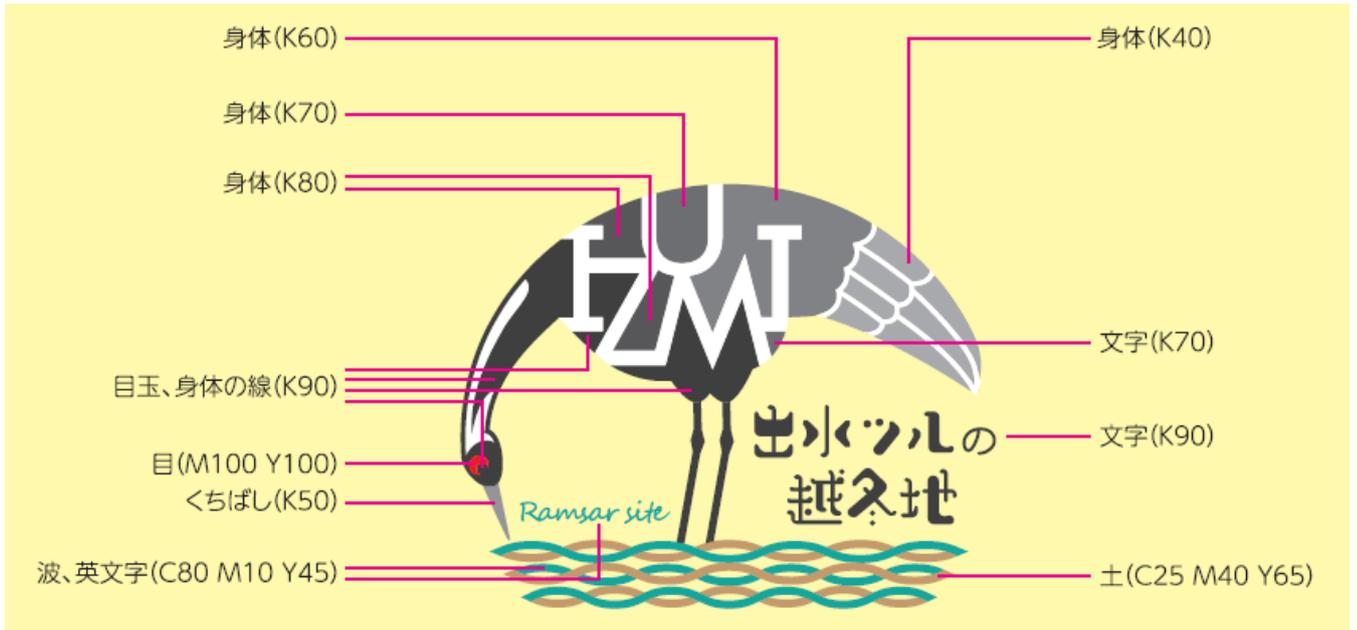
- ア PR ロゴのデザインを変えたり、他のマーク等と重なるように組み合わせたりしないでください。
- イ PR ロゴの縦横の比率を変えないでください。

ウ PR ロゴのサイズの変更は可能ですが、最小サイズは次のとおりとします。

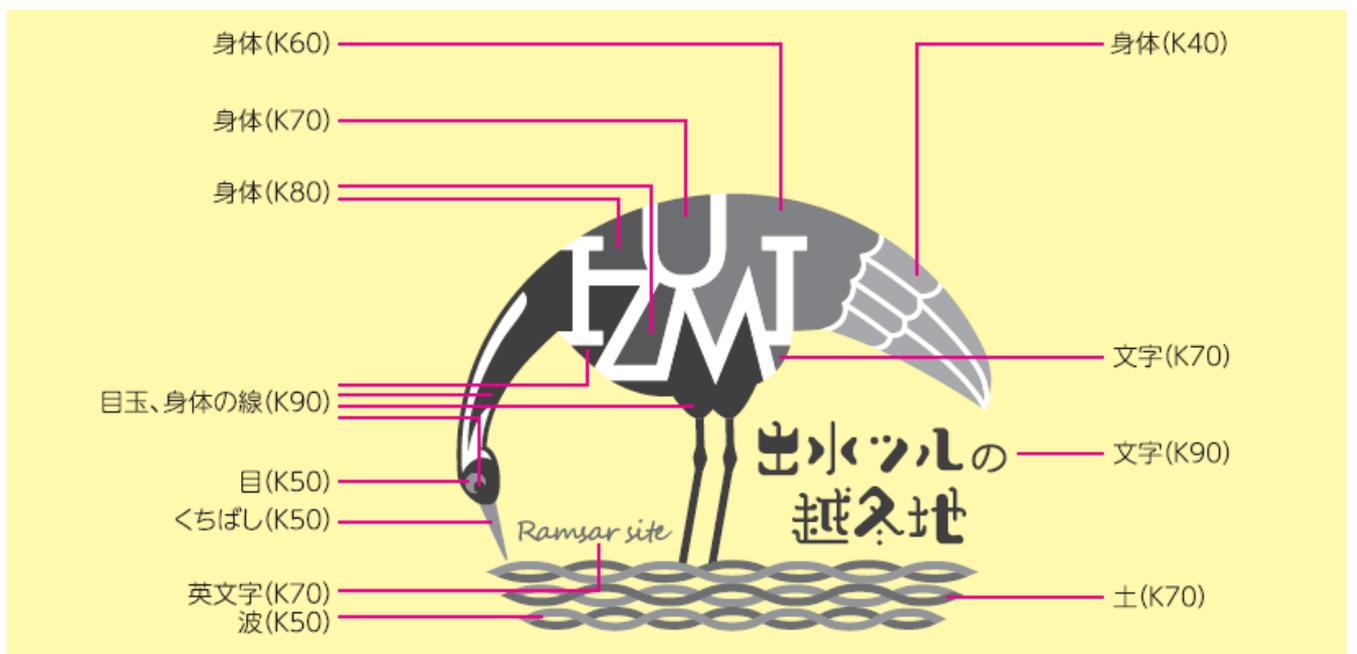


エ 色は、指定色でご使用ください。

① カラー



② 黒1C



オ 届け出た目的以外の目的又は用途に使用しないこと。

カ PR ロゴを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 問合せ先 上記2-(2)と同じ